

令和6年度 さいたま市

新型コロナウイルスワクチン定期予防接種

実施期間

令和6年10月1日(火)から
令和7年1月31日(金)まで

詳しい情報はこちら



実施場所

さいたま市定期予防接種実施医療機関

対象者

接種日時点でさいたま市に住民登録があり、接種を希望する方で、次の①か②に該当する方

- ① 65歳以上の方
- ② 60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、又は呼吸器等の機能に、極度の障害を有する方

接種回数

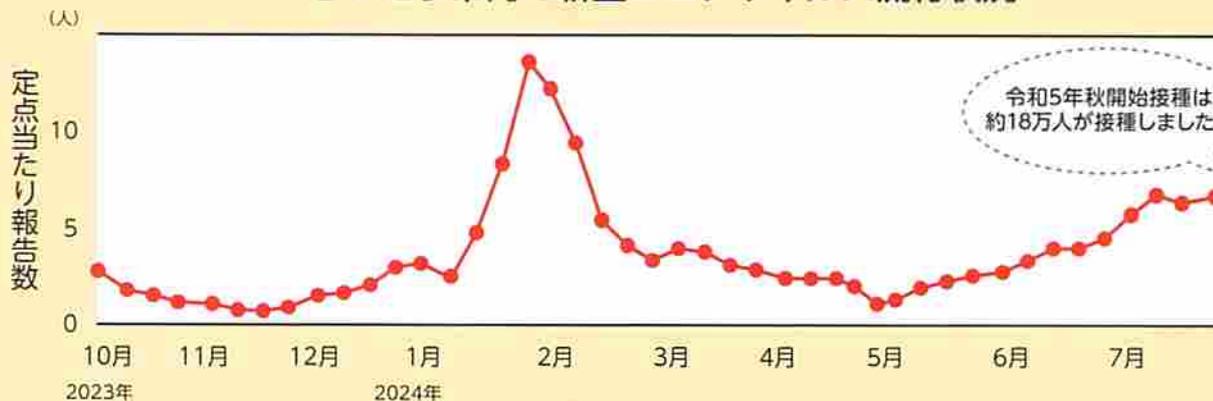
1回 (市の助成は実施期間内に1度限りです)

個人負担金

3,200円(税込)

生活保護世帯の方、中国残留邦人等支援給付制度の受給者、市民税非課税世帯の方は所定の手続きを行うと、個人負担金が免除されます

さいたま市内の新型コロナウイルス流行状況



詳しくは、医療機関または保健センターにご相談ください

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| ●西 区保健センター 電話 620-2700 FAX 620-2769 | ●桜 区保健センター 電話 856-6200 FAX 856-6279 |
| ●北 区保健センター 電話 669-6100 FAX 669-6169 | ●浦和 区保健センター 電話 824-3971 FAX 825-7405 |
| ●大宮 区保健センター 電話 646-3100 FAX 646-3169 | ●南 区保健センター 電話 844-7200 FAX 844-7279 |
| ●見沼 区保健センター 電話 681-6100 FAX 681-6169 | ●緑 区保健センター 電話 712-1200 FAX 712-1279 |
| ●中央 区保健センター 電話 840-6111 FAX 840-6115 | ●岩槻 区保健センター 電話 790-0222 FAX 790-0259 |

新型コロナウイルスワクチンとインフルエンザワクチンは同時接種可能です。